

【会則】

(総則)

第1条 本会は甲南大学同窓会の石川県支部として、本部及び大学との連絡を密にするとともに会員相互の親和を図り母校の発展に寄与することを目的とする。

第2条 本会は「石川甲南会」と称する。

(会員)

第3条 本会は次の者をもって会員とする。

1. 甲南学園卒業生
2. 甲南大学に在籍した者で幹事会の承認を得た者。

第4条 本会は甲南大学現・旧職員及び本会に功労ある人を推して客員とする。

第5条 新入会員は氏名、現住所、職業（学生は転学校名）を明記して本会に通知することを要する。

第6条 前条の各事項に異動を生じた時はその旨を直ちに本会に通知することを要する。

(組織)

第7条 本会は本部を平生記念館内におき、石川県支部は会長の住所とする。

第8条 本会の組織を次の通りにする。

1. 会 長 1名 幹事の互選による。
2. 副会長 若干名 幹事の互選による。
3. 幹 事 会員より若干名選出する。

但し、選出幹事に都合の生じた場合は幹事会の決議により補充することが出来る。

この場合次の総会で承認を得るものとする。

4. 客 員 教職員の中より若干名幹事が委嘱する。
5. 会計監査 2名 会員中より会長が委嘱する。

第9条 会長、副会長、幹事の任期は4年とする。但し重任を妨げない。

(総会)

第10条 本会は年1回定時総会を開くものとする。但し、臨時総会を感じに諮り開く事が出来る。

第11条 定時総会においてなすべき事項は次の通りとする。

1. 会計報告
2. 会則の変更
3. その他重要事項

第12条 総会の議事は出席会員の過半数をもって可否を決し、可否同数の時は議長が決する。

(会計)

第13条 本会の経費は会費、寄付金および雑収入をもって支弁する。

第14条 会員の会費は別に定める。

第15条 会計年度は毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終る。

(会則の変更)

第16条 会則の改正は幹事会を通じ総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

付 則

本会の会費は次のように定める。

1. 会員 年額 1,000円
2. 賛助会員を設けることができる。